

古河シティウインドオーケストラ サポート会員制度 規約 Ver2.0

この規約（以下、本規約という）は古河シティウインドオーケストラ（以下、当団という）のサポート会員制度に関する事項を定める。

（名称）

第1条 制度の名称を「古河シティウインドオーケストラサポート会員制度」とする。

（目的）

第2条 当団の活動を費用面で支援することを目的とする。

（会費）

第3条 会費は年会費とし、次の通りとする。

1口1000円とし1口以上

（会費の使途）

第4条 会費の使途は当団にて決定する

（会員資格）

第5条 会員資格は個人・法人・お店・団体を問わない。

ただし個人については成年に限る。

（入会手続き）

第6条 入会手続きは下記に従う

- (1)入会希望者が本規約を読みその内容に合意する
- (2)入会希望者が会費を支払う(注1)
- (3)入会希望者が入会用フォームに必要事項を入力する(注2)
- (4)当団が上記(1)(2)(3)を確認し、あわせて入会希望者が第10条の入会拒否の条件に該当しないことを確認する
- (5)当団から入会希望者へ入会完了のお知らせと会員証を送付する(注3)

（注1）会費は以下のいずれかの方法でお支払いいただきます

- ・団員経由でのお支払い
- ・演奏会当日に受付でのお支払い
- ・ゆうちょ銀行振替口座へのお支払い

① 郵便局窓口かゆうちょATMから送金する場合

銀行名	ゆうちょ銀行
口座記号番号	00220-3-146425
口座名称（漢字）	古河シティウインドオーケストラ
口座名称（カナ）	コガシティウインドオーケストラ

※恐れ入りますが振込手数料は払込人様にてご負担ください

② ゆうちょ銀行以外から振込する場合

銀行名	ゆうちょ銀行
店名・支店名	〇二九（ゼロニキュウ）店（029）
預金種目・科目	当座
口座番号	0146425
口座名称（カナ）	コガシティウインドオーケストラ

※恐れ入りますが振込手数料は払込人様にてご負担ください

（注2）入会用フォームが使えない場合は入力用紙に記入し提出いただきます

（注3）会員証および領収書は原則的に電子媒体としますが希望者には紙で用意します

（会員期間）

第7条 サポート会員の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお期間中の入会でも会費は変わらない。

（会員へのサービス）

第8条 当団はサポート会員に対し、下記サービスを提供する。

（1）当団のホームページおよび演奏会パンフレットに会員名を記載する（希望者のみ）。

ただし演奏会パンフレットへの記載は演奏会の2週間前までに入会した方に限る。

（2）演奏会の開場時間より前に入場できるファストパス制度を利用可能。

ただし入場の際は会員証またはファストパス証をご提示いただく。

（支払い済み会費の返還）

第9条 支払い済みの会費は原則として返還しない。

（入会の拒否）

第10条 入会希望者が次に該当する、あるいはその恐れがあると判断した場合は、入会を拒否する場合がある。

（1）当団の趣旨に賛同していないとき

（2）過去に入会の拒否、会員資格の喪失、会員の除名の記録があるとき

（3）会員になろうとする者の事業又は商品等が、法令に違反するとき、又は著しく社会規範に反するとき

（4）反社会的勢力または相当するものに関わっているとき

（5）その他入会を拒否すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第11条 会員が次に該当した場合は、その資格を失い会員へのサービスを中止する場合がある。

（1）退会の申し出があったとき

（2）法人や団体が解散したとき

（3）入会時の情報に虚偽があったとき

（4）その他サービスを中止すべき正当な事由があるとき

（会員の除名）

第12条 会員が次に該当した場合は、その資格を失い除名する場合がある。

（1）当団または当団に関わる者の名誉を傷つける行為をしたとき

- (2)当団または当団に関わる者に対して誹謗中傷をしたとき
- (3)当団または当団に関わる者の活動を妨害したとき
- (4)法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (5)その他除名すべき正当な事由があるとき

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 入会時に提供いただいた情報は、当団の責任者が適切に取り扱うものとし、以下の目的のみに使用する。

- (1)会員へのサービス提供
- (2)演奏会などのお知らせや当団の活動報告
- (3)アンケートやご意見の依頼
- (4)個別にご了解頂いた時

(規約の改廃)

第 14 条 本規約の改廃は当団の運営委員会の議決による

(その他)

第 15 条 本規約に定めない事項については、当団の運営委員会で協議する

附則

2025 年 5 月 18 日 施行

2025 年 7 月 8 日 第 6 条を改訂し Ver2 とする（銀行口座への支払い方法を追加）